

## 米国非居住者銀行口座の税務

### 1 非居住者銀行口座について

税務に関する事項は後回しにするとして、日本の居住者(例えば、個人)が外国の銀行に口座を開設することができるのかということが最初の関門である。

わが国では、金融ビッグバンの一環として、1998年4月1日から「外国為替及び外国貿易法」(以下「外為法」という。)がその名称から「管理」という用語が削除された上で改正されている。その改正事項のうちの一つが、旧外為法では、外国銀行に口座を開設することについて大蔵大臣(当時)の許可等が必要であったが、改正後は事後的な報告を行うことになっている(外為法55の3)。例えば、個人であれば、金利等の条件の良い外国銀行に口座を設置することが可能となったのである。

### 2 電子商取引等における非居住者銀行口座の利用

米国に限らず、個人が外国に銀行口座を開設するメリットは、預金としての利便性の他に、投資等の決済等にこの預金口座を利用できることである。例えば、海外から輸入する場合の決済方法として外国の預金口座から直接外貨で決済できれば、為替の変動のリスクがないことになる。

また、電子商取引等に関しては、クレジットカード決済代行サービス等を行う業者に関する情報がインターネット上で見ることができる。すなわち、電子商取引により外国で決済金額を受け取る場合、クレジット決済等のために外国に銀行口座の開設が必要となる。そのために、銀行口座設定のサービスが同じくインターネット上に紹介されている。この場合、この口座に入金された資金は、送金又はATMカードによる引出しが可能である。

インターネットで紹介されている米国銀行における口座開設方法によれば(米国に滞在するような場合)、預金者の身分を証明するパスポート又は米国の運転免許証等と、社会保障番号(Social Security Number)、現住所を証明する請求書等が必要とされている。また、米国非居住者が米国に銀行口座を開設するためには、社会保障番号がない場合であっても米国非居住者の口座開設を認める米国の銀行を探す方法もあれば、米国に法人を設立して口座を開設する方法等、状況に応じて種々の方法があるようである。

### 3 非居住者が受け取る預金利子の課税

米国の国内源泉所得である投資所得等に係る非居住者課税は、原則として30%の税率による源泉徴収課税である。したがって、米国源泉の

# Topics of International Taxation

利子所得で、米国における事業と実質的に関連を有しないものは、原則として、30%の税率により源泉徴収課税を受けることになる。

しかしながら、非居住外国人又は外国法人が受け取る所定の米国源泉の銀行利子は、米国で課税を受けることがない(米国内国歳入法典第871条(i), 881条(d))。米国の内国歳入法典第871条(i)(2)(A)では、非居住者の課税にならない利子として、「預金の利子で、米国国内の事業活動と実質的な関連を有しないもの」と規定している。

次にその手続であるが、米国の源泉徴収義務者である銀行等に対して、FORM W-8BENの提出が必要となる。この様式は、米国源泉徴収の適用に対する所得の受益者の非居住者証明書というものである。したがって、当該様式は、米国の内国歳入庁(以下「IRS」という。)に提出されるものではない。

この様式を使用して申請ができない者は、米国市民又は米国居住者、米国居住外国人、外国パートナーシップ等である。したがって、例えば、日本人社員で米国子会社等に出向して勤務している者で米国居住外国人になるような場合で、米国銀行に預金口座を有しているときに、当該銀行口座において生じた利子については免税とはならないことになる。

このFORM W-8BENの関連では、その様式とFORM W-8BENの説明書(Instructions)は、IRSのホームページからダウンロードすることができる。

このFORM W-8BENは、次の四つのパートから構成されている。

Part Iは、実質所得者である証明として、①氏名、②法人等の場合その所在地国、③個人、法人等の形態、④住所地、⑤郵便宛先、⑥個人の場合、米国納税者番号(Taxpayer Identification Number)、⑦外国の納税者番号(任意)、⑧参照番号等、である。このうち、⑥について、社会保障番号があればこれを記入するが、社会保障番号がない場合又は取得できない場合には、米国納税者番号を記入する。Part IIは、租税条約の特典の請求の欄である。Part IIIは、スワップ取引に関連する記載項目である。Part IVは、所定の事項を宣誓して署名する欄である。

以上の記載のうち、米国納税者番号は、社会保障番号を取得できない個人であるが、米国連邦税上この納税者番号が必要となる者を対象として、FORM W-7(米国納税者番号申請書)を提出することで9桁の番号が付される。

このFORM W-7は、IRSのフィラデルフィア・センターに郵送するか、米国国内又は国外のIRSの相談窓口を持参すると受け付けてくれることになっている。IRSから書面により、この申請書提出後約1カ月又は1カ月半で納税者番号が通知されることになるようである。

中央大学商学部教授

矢内 一好